

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所役員規程

(平成29年4月1日規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に関し必要な事項を定める。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(役員職務等)

第3条 理事長は、法人の業務を総理するに当たって、役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に業務上必要な指示を行うものとする。

2 副理事長は、理事長の命を受けて、業務に関して理事間の必要な調整を行い、又は業務の目的の達成のために役職員に必要な指示を行うものとする。

3 理事の職務分担は、理事長が別に定める。

4 理事長及び副理事長に事故があるときにその職務を代理し、又は理事長及び副理事長が欠けたときにその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(遵守事項等)

第4条 役員は、次の各号に掲げる行為を守らなければならない。

(1) 法令及び法人の規程等を遵守すること。

(2) 法人の名誉及び信用を傷つけ、又は法人の不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 法人の秩序又は規律を乱す行為をしないこと。

(4) 職務に係る倫理を保持すること。

(5) ハラスメントを行わず、その防止に努めること。

2 役員は、法令に基づく証人又は鑑定人等として職務上知ることのできた秘密に関する事項を公表する場合は、理事長の許可を受けなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第5条 役員の給料及び諸手当については、別に定める。

(旅費)

第6条 理事長は、業務上必要があるときは、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が、法人の業務のため旅行するときは、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員の旅費に関する細則に準じて旅費を支給する。

(災害補償)

第7条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(福利厚生)

第8条 常勤役員については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）の定めるところによる。

2 常勤役員については、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に任意で加入できるものとする。

(辞任)

第9条 役員は、任期の満了前に、役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

2 役員は、辞任を申し出た後も、後任の役員が選任されるまでの間は、なおその職務を行うものとする。ただし、解任された場合及び欠格条項に該当することとなった場合は、この限りではない。

(役員解任)

第10条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により役員を解任するときは、当該役員に弁明の機会を付与しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。